

## 総務企業委員会会議録

1. 日 時 平成25年6月18日(火曜日)  
午前9時30分~午前10時03分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 河本芳久 委員長 山中佳子 副委員長  
竹岡昌治 委員 秋山哲朗 委員(議長)  
村上健二 委員 西岡 晃 委員  
三好睦子 委員 高木法生 委員  
馬屋原 眞一 委員 坪井康男 委員
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員  
石田 淳 司 議会事務局長 岡崎 基 代 議会事務局補佐  
大塚 享 議会事務局係長
6. 説明のため出席した者の職氏名  
村田 弘 司 市長 林 繁 美 副市長  
高橋 睦 夫 病院事業管理者 波佐間 敏 総務部長  
大野 義 昭 総務部総務課長兼選挙管理委員会事務局長 白井 栄 次 総務部財政課長  
細田 清 治 総務部税務課長 篠田 洋 司 市長統合戦略局長  
倉重 郁 二 美東総合支所長 奥田 源 良 秋芳総合支所長  
田辺 剛 総合政策部長 佐々木 昭 治 総合政策部企画政策課長  
久保 毅 上下水道事業局長 三戸 昌 子 上下水道事業局管理業務課長  
矢田部 繁 範 上下水道事業局施設課長 金子 彰 病院事業局管理部長  
杉原 功 一 会計管理者 小田 正 幸 監査委員事務局長

午前9時30分開会

委員長（河本芳久君） それでは皆さんおはようございます。只今より総務企業委員会を開会いたします。先の本会議におきまして、本委員会に付託をされました市長提出議案5件につきまして、審査したいと思いますので、御協力よろしく願いいたします。市長報告等ございませんか。

市長（村田弘司君） ございません。よろしくお願いいたします。

委員長（河本芳久君） 議長報告等ございませんか。

議長（秋山哲朗君） 特にございません。よろしくお願いいたします。

委員長（河本芳久君） 各委員報告等ございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） ございませんでしたら、それでは議案第3号美祢市行政組織条例及び美祢市行政改革推進委員会条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、大野総務課長。

総務部総務課長（大野義昭君） それでは御説明させていただきます。議案第3号は、美祢市行政組織条例及び美祢市行政改革推進委員会条例の一部改正についてであります

議案書は、3 - 1ページ、参考資料は、1ページ、2ページでございます。この度の改正は、本年4月1日付けで実施いたしました組織改編において新設しました市長統合戦略局の事務分掌の見直しに伴うものであります。

内容は、行政改革の推進に係る事務分掌については、これまで、総合政策部企画政策課が所管するものとしておりましたが、業務遂行上、市長統合戦略局政策戦略課の所管とすることが望ましいと判断いたしましたため、これに関する条例について改正を行うものであります。説明については以上でございます。

委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） お尋ねします。市長統合戦略局政策戦略課の所管とすることが望ましいと判断、その理由というのはどうなんでしょうか。今なんか職員さんがすごく少なくなって、それぞれ忙しい課もあるようですが、これはどういうところで判断されたのかお尋ねいたします。

委員長（河本芳久君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 市長の私が判断をいたしました。以上です。

委員長（河本芳久君） はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 私は思うんですけど、職員さんが少ない中で遅くまでやっておられて、業務量は減らないのに職員さんが減っていると。そういったところで大変失礼な言い方ですけど、適正な配置がしてあるのかなと思ったりもするんですけど、この戦略局ができたということで、そういった職員さんの仕事量とか、かかっている荷というか、そういうことを思った時にどうかなと思ったんですが。

委員長（河本芳久君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） まず第一義に考えるべきことは、この市なり、市の行政体たる市役所がなんのために存在をしてるかということですね。この市役所というのは、この市の市民の方々の福利厚生を初め、安全・安心、また未来に向かって生活をしやすい市をつくっていくということ、いろんな機能をもっています。そのことを具現化、実現化するために存在をしておるというふうに認識は三好委員もしておられると思います。

とは言いながら、それぞれ今お話をしたように、いろんな分野に仕事はわたっておる、多岐にわたっておるというふう言い替えたほうがいいですかね。そのことはそれぞれのセクション、セクション、部・課・係なり、職員は一生懸命やって来ておる、くれています。今、三好委員がおっしゃったように、合併以来随分職員数を減らして参りました。職員数を減らして、市民に対するサービスとか、美祢市の将来に対する希望がなくなっちゃいけない。そのことをなくすために、随分努力をして参りました。

しかしながら、いろんな部・課・係がある。それぞれが一生懸命やっておるけれども、非常に横の関係で共同してやらなくてはいけないこととか、いろんなことがあるわけですよ。そのことについては、やはり縦割りではなしに、よくテレビなんかで言われるでしょ。行政は縦割りのことが多いと言われるでしょ。一生懸命Aという部は一生懸命やってるけれども、実はCなりBの部署と一緒にやったほうが、もっと効率的に、お金を掛けずに、市民のサービスがあげられるということがあるわけです。そういうことを具現化をするために、市長統合戦略局をつくりました。そういうことです。

そうすると行政改革にかかることというのは、今、私がお話ししたことに強くか

かってきておるので、このことについては市長統合戦略局でやったほうがいいだろうと、そうすると、三好委員がいつも職員の方に優しいからありがたいと思ってますけど、無駄な時間を費やして残業等もする必要もなくなってくる、減らすこともできるということにも繋がってくるということをご理解願いたい。以上です。

委員長（河本芳久君） はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 無駄な時間を費やしてるとは思っていません。そんな意味で言ったのではありません。それで総合政策部がありながら、これが出来たということは、組織図を以前はいただいてたんですけど、組織図を貰ってないので、ちょっとわからないんですが、この戦略局は位置的にはどこにあるのでしょうか。

委員長（河本芳久君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 今の御質問ですが、本年の3月議会に議員の手元にいらっしゃると思いますが、確認をしてみてください。（発言する者あり）

委員長（河本芳久君） はい、坪井委員。

委員（坪井康男君） 今の三好委員さんの質問でちょっと感じるところがありましたので、質問というよりも所感です。最近ですね、所感と言いますか、質問でもいいです。市長さん質問の形にしましょう。

最近ですね、最高裁判所での行政事件に関する問題は、非常に取り上げられて変化してきてるんですよ。どういうふうに変化してきてるかと言いますとね。従来は行政訴訟の場合は、絶えず首長の処分の権限、裁量権の範囲というのが、非常に問題になっておったんです。今までの最高裁の判例を見ますと、簡単に社会通念上裁量権を著しく逸脱してないという、たったそれだけで片付けられていました。

ところが最近非常に変わってきました。それじゃいけない、つまり国民の権利、首長の権限、そういったものを、もっともっと総合的に判断してじゃないと、行政処分について軽々な判断をしてはならんというのが、最高裁の最近の実例です。

具体的に申しますと、どういうふうじゃあすればいいかということ、行政、例えば首長さんはある政策判断をしましたと。その政策判断する場合に、これとこれとこのような判断資料を全部机の上に並べて、比較検討して、その中で、こういう考え方で、この方法を選びましたというような決定に至るプロセス、それから判断に使った材料というものを、ものすごく最高裁判所は重視していただきました。今までは結果だけを言っていました。それで裁量権を逸脱してるかいらないか、そういうことをや

ってました。

それで図らずも、今、三好委員さんの御質問に対して、市長さんは最初に首長たる私が決めましたと言って、何らの理由も根拠もお示しになってないと、これは最近の最高裁判所の判例に著しく反する言葉でございますので、その点市長さんはどうお考えかお聞きします。

委員長（河本芳久君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 坪井委員は裁判がお好きですので、最高裁判所のいろんな案件をよく勉強されておられる、関心いたしました。今、三好委員の質問に対して私は決めましたということをお願いしたのは、今、三好委員がどちらで決められましたかとおっしゃったから、私が決めましたということをお願いしました。そのあと再質問に対して、丁寧に説明をお願いしたというように思っておりますが、いかがでしょうか。（発言する者あり）

委員長（河本芳久君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 意見なしとみなします。それでは、これより議案第3号美祢市行政組織条例及び美祢市行政改革推進委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に議案第4号美祢市税条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、細田税務課長。

総務部税務課長（細田清治君） それでは、議案第4号美祢市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案4 - 1ページをお開きください。参考資料は、3ページからとなります。

本議案の改正の主な内容としましては、所得税の住宅ローン控除の適用者が、所得税から引ききれなかった額を個人住民税から控除する適用期間の延長と、控除限

度額を拡大する税制措置の改正で、平成26年4月からの消費税の引き上げに伴う駆け込み需要による一時的な税負担の増加による影響を平準化及び緩和するため、適用期限を4年間延長して平成29年までの入居者を対象とするとともに、この内、平成26年4月から平成29年12月までの間に入居し、住宅の取得に係る費用の額に含まれる消費税が新消費税の税率の場合は、控除限度額を所得税の課税所得の5%、最高9万7,500円を7%、最高13万6,500円に拡大改正を行うものであります。この措置による平成27年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で補てんされます。

次に、現在の低金利の状況を踏まえ、納税者の負担を軽減する観点から、国税の見直しに合わせて、本税に係る延滞金及び還付加算金の利率の引き下げを行う所要の改正を行うものであります。この改正は本則の見直しではなく、特例の見直しであり、延滞金14.6%を9.3%に、納期限1カ月以内4.3%を3.0%に、還付加算金4.3%を2.0%に、それぞれ改正するもので、平成26年1月1日以後の期間に対する延滞金等について適用となります。

次に本税に関する処分等に対しては、行政手続法の適用が除外されていたが、このたび、改正された地方税法では、申請に対する処分と不利益処分に関する行政手続上の諸手続きのうち、納税者からの申請を拒む理由提示、美祢市行政手続条例第8条、納税者に不利益処分をする場合の理由の提示、美祢市行政手続条例第14条について、行政手続法を適用することになりましたので、所要の改正を行うものであります。以上で説明を終わらせていただきます。

委員長（河本芳久君） 説明が終わりましたが、本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それでは質疑なしとみなし、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それでは、これより議案第4号美祢市税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に議案第5号美祢市都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、細田税務課長。

総務部税務課長（細田清治君） それでは、議案第5号美祢市都市計画税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案5 - 1ページをお開きください。参考資料は、12ページとなります。

本議案の改正の内容としましては、市税と同様に本税に関する処分等に対しても、行政手続法の適用が除外されていたが、このたび改正された地方税法では、申請に対する処分と不利益処分に関する行政手続上の諸手続きのうち、納税者からの申請を拒む理由提示、美祢市行政手続条例第8条、納税者に不利益処分をする場合の理由の提示、美祢市行政手続条例14条について、行政手続法を適用することになりましたので、所要の改正を行うものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

委員長（河本芳久君） 説明が終わりましたが、本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） なしと認めます。それでは、これより議案第5号美祢市都市計画税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に議案第13号美祢市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、三戸管理業務課長。

上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 議案第13号は美祢市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書の13 - 1ページをお開きください。参考資料は19ページ、20ページ

でございます。平成23年度、24年度に実施した下領住宅北団地の建替事業により、行政区が変更となり、下領住宅5区が追加されたため、水道事業の給水区域を改正し、下領住宅4区の次に下領住宅5区を加えるものでございます。

この条例は平成25年7月1日より施行するものでございます。以上でございます。

委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それでは、これより議案第13号美祢市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に議案第14号美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、佐々木企画政策課長。

総合政策部企画政策課長（佐々木昭治君） それでは、議案書の14-1ページをご覧ください。

議案第14号は、美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についてであります。これは、過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして策定しております美祢市過疎地域自立促進計画に一部変更が生じたので、同法第6条第7項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議案書14-2ページをお開き願います。このたびの変更は、3点ございます。1点目は、産業の振興施策のうち、地場産業の振興、加工施設の事業に農林資源活用施設等整備事業、機器等整備を追加するものであります。

また、残りの2点につきましては、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進施策のうち、市道、道路の事業に曾根上領線並びに桃ノ木通学路線を追加するものであります。説明は以上でございます。



委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それでは、これより議案第14号美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第14号は原案のとおり可決されました。

以上もちまして、本会議で本委員会に付託されました議案5件につきましての審査を終了いたしました。

その他、委員の皆様から何か御発言がありましたら。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 7月21日に参議院選挙が行われるんですが、選挙公報が新聞折り込みでして、先日山口新聞に入っていないと言いましたら、補欠選挙の時には山口新聞に入りました。今回、新聞を取っておられない方もたくさんあると思いますので、新聞折り込みではなくて、全戸に配付出来るような体制は取れないのでしょうかお尋ねします。

委員長（河本芳久君） 今の御質問に対して執行部。はい、大野選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（大野義昭君） 三好委員の御質問にお答えいたします。今言われましたように選挙公報につきましては、原則新聞折り込みというふうになっております。ただ言われましたように新聞を取っていらっしゃらない方でこういった広報等が必要な場合は、選管事務局のほうに御連絡いただきましたら直接郵送いたします。以上でございます。

委員長（河本芳久君） よろしいですか。はい、三好委員、

委員（三好睦子君） 選管事務局に言ったら送ると言われますけど、やはりこういった選挙があるということをご存知なくて、いつあるかわからないという方もあって、やはり選挙公報を各戸に届けるのがいいのではないのでしょうか。

委員長（河本芳久君） はい、大野選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（大野義昭君） 三好委員の質問にお答えいたします。今  
いつ選挙があるかわからない方がいらっしゃる、こういうふうにお聞きいたしまし  
たけど、基本的には市の広報に選挙等の行事とかそういったものに関しましては、  
詳しく載せるようにしております。だから広報に関しましては、全戸配付しており  
ますので、そういったことが解らないということはないというふうに思っております。  
以上でございます。

委員長（河本芳久君） よろしいですか。まだ意見がありますか。三好委員。

委員（三好睦子君） 先日の補欠選挙の時に選挙があるかねというのがたくさん  
聞きましたので、それでそう言いましたが、今回は補欠でなくて参議院選挙だか  
ら、それはご存知かも知れませんが、候補者の方とか政党もありますが、そういっ  
た選挙の情報というのを各戸に知らせるのは正しいやり方と思いますが、日にちは  
そういつて今回は補欠でないのではっきりわかるかと思えますけど、選挙公報は全  
戸に配付していただくようなことは出来ませんか。（発言する者あり）新聞と  
っておられない方が誰かわからないというのがあるから、全部誰にも届けると  
いう。例えばですね区長さんにはご足労かけるかと思えますが、区長さんにお願  
いするとか、毎月選挙があるわけではありませんから、参議院は3年に1回ですよ  
ね。衆議院も2年か何年かに1回と思えますけども。（発言する者あり）やはり、  
選挙公報は全戸に欲しいという意見もあります。（発言する者あり）配るべきでは  
ありませんか。区長さんをお願いするとかで。

委員長（河本芳久君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 三好委員のおっしゃることはよくわかります。選挙は法律に  
従って沿って粛々とやるべきのものでありますから、法律の範囲を逸脱しないよう  
に、全ての市民の方に良く知っていただくように、市として努力をして参りたいと  
思っております。以上です。

委員長（河本芳久君） よろしいですか。それでは今のような答弁で一応了解と。

まだ意見ありますか。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 法律に従って粛々とわかりますけど、選挙の情報が各戸に有  
権者の方に届かないというのは、どのようにお考えなのでしょうか。（発言する者  
あり）

委員長（河本芳久君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 申し上げたとおりです。皆さんに知っていただくように、市として最大限の努力をして参りますと、今申し上げたとおりです。

委員長（河本芳久君） よろしいですか。一応他の意見が。はい、西岡委員。

委員（西岡 晃君） 昨日からの議会の報告会が各地で、市内3カ所で始まりまして、昨日、豊田前地域で報告会がなされました。その意見の中で、一つこの委員会の所管事項でもありますけれども、刑務所を誘致した時の最初の国と市の設置するにあたっての条件として、外来の患者を診るといふ医者確保をしていくということ、開所して6年、7年たとうかとしてますけれども、未だにされてないが現状どうなのかと、それと今後どういふふうな見通しがあるのかという昨日住民の方から質問がございました。現状執行部として把握されてる難しい問題だと思いますけど、現状どういふふうになってるのかということと、今後の見通しですね、地域診療が出来るのかどうかということ、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（河本芳久君） はい、金子病院事業局管理部長

病院事業局管理部長（金子 彰君） 今の西岡委員の御質問にお答えしたいと思います。今、現状どうなっているかということでございます。当初のいきさつ、センターを開設された時のいきさつとして、外来診療所を設置して、豊田前地区の皆さんに診察を行うという目的で豊田前診療所のほう設置しておるわけですが、当初から婦人科の医師をとということで、その確保に取り組んだわけでございますけれども、昨今の医師不足によりまして、確保ができなかったということが実情でございます。未だに解決に至ってないと。

現在も全国組織の名前は正確には覚えてませんが、全国組織のそのインターネットによる医師公募のほうに登録をいたしまして、現在医師の募集を継続的に行っているところでございますが、今、現在、医師の確保ができてないというような状況でございます。以前、聞くところによりますと、2件ほど実際に交渉を行った経緯がございますが、その確保までには至らなかったという状況で、現在のところまで来ておる状況でございます。

今後とも引き続き医師の確保に努力をして参りたいと思いますが、医師の確保ができました段階で、また設置許可申請等を速やかに行いまして、解決出来るように努力して参りたいというふうには考えております。以上でございます。

委員長（河本芳久君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 他にございませんでしたら。以上もちまして、本委員会を閉会いたします。御審査・御協力ありがとうございました。

午前10時03分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年6月18日

総務企業委員長

河本芳久